

2024年
3月
職場の皆様で
ご回覧ください。

今月の
トピック

協会けんぽしき

令和6年度 健康診断のご案内

令和6年3月中旬より順次、事業所に令和6年度生活習慣病予防健診のご案内及び、管理にご利用いただける健診対象者一覧をお送りいたします。

35歳～74歳の従業員(被保険者)向け 生活習慣病予防健診

費 用

自己負担額 最高 **5,282円** ※一般健診単独受診の場合。

申込方法

ご自身でご希望の健診機関を予約

協会けんぽへの
申込手続は不要です！

NEW!!
令和6年度から付加健診の対象年齢が拡大され、(40歳から5歳刻み)
より多くの方が充実した内容の健診を受けられるようになります!
※付加健診は単独での受診はできません。

付加健診についての詳細はこちらから▶ 協会けんぽHP



健診の管理に便利！

情報提供サービス をご利用ください！

情報提供サービスでは、生活習慣病予防健診の対象者一覧データをダウンロードすることができます。対象者の確認や、受診状況の管理等にぜひご活用ください。



情報提供サービスのご利用には、協会けんぽホームページより申請が必要です。

※申請から実際にご利用いただけるまで、1～2週間程度かかります。申請はお早めに！

情報提供サービスの概要、ユーザーIDの申請はこちらから▶ 協会けんぽHP

費 用

40歳～74歳のご家族(被扶養者)向け 特定健康診査

滋賀県内で受診の場合

〈集団健診〉無料 〈健診機関〉1,527円(予定)※ ※無料で受診できる健診機関もあります。

集団健診の
申込方法

ご自宅に受診券と申込はがきをお送りします(3月下旬より発送)ので
申込はがきに必要事項をご記入の上、協会けんぽ滋賀支部へ送付



令和5年度

健康づくり優良事業所 を表彰しました

令和6年2月16日(金)に健康づくり優良事業所の表彰式を開催しました。

健康づくりに積極的に取り組んでおられる事業所を、協会けんぽが「健康づくり優良事業所」と認定し、153事業所を表彰しました。なお、令和6年度より健康づくり優良事業所の認定基準が変更となります。

健康づくり優良事業所
表彰については
こちらから▶
滋賀支部HP



令和6年度から
認定基準が
変更になるよ！

滋賀支部 健康宣言部長

石田 三成

©さかなこうじ／新潮社



～令和6年度からの認定基準～ (①～④全てを満たす事業所)

- ① 健康アクション宣言の登録事業所であること。
- ② 健診実施率が2年連続で80%以上であること。
- ③ 特定保健指導実施率が2年連続で50%以上であること。
- ④ 健診結果が要検査・要治療者の従業員に医療機関への受診勧奨の取り組みができていること。

令和6年度の保険料率が決定しました

協会けんぽ滋賀支部の保険料率は令和6年3月分保険料（4月納付分）から下記の通り、変更となります。加入者の皆様の医療と健康を支えるため、保険料のご負担につきまして、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。



*40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

*賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

*任意継続被保険者の方は、令和6年4月分から変更となります。

健康への取り組みが2年後の保険料率を変えるインセンティブ制度



協会けんぽには、事業主・加入者の皆様の取り組みを保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、加入者の皆様の予防・健康づくりへの取り組みを47支部で順位付けし、評価結果（実績）が上位15位に入った場合に報奨金（インセンティブ）が与えられ、健康保険料率の引き下げにつながる制度です。

（令和4年度実績）
滋賀支部
総合順位 24位

令和3年度実績34位からは上がりましたが、上位15位には及ばず、令和6年度は保険料率の引き下げにつながりませんでした。

2024年12月2日に
保険証は廃止されます 今から使おう！マイナ保険証



マイナンバーカードで受診するメリット

安心

よりよい医療が受けられる！

便利

各種手続きも便利・簡単に！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



協会けんぽ しが 2024年3月号

〈発行〉 全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階

TEL: 077-522-1099

FAX: 077-522-1138

※おかげ間違いにご注意ください。

お問い合わせ
はこちら



事業主の皆様へ

退職された方・扶養から外れた方の

保険証の回収・返却

のご協力をお願いします。

年金事務所への資格喪失手続及び扶養解除手続の際、必ず届書に保険証を添付してください。

